

令和6・7年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務

競争入札参加資格審査申請要領

【定期審査用】

（受付期間：令和6年1月9日～令和6年2月22日）

（郵送の場合は令和6年2月9日 消印有効）

（認定有効期間：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

◆受付期間・審査基準日・提出方法等について、前回から見直しを行いました。
詳しくは、1ページの「2 令和6・7年度資格審査における主な変更点」及び
4ページの「8 申請書類等の受付期間及び提出方法」を御覧ください。

注）受付開始を例年より早め、受付期間を長くしました。これに伴い、窓口持参及び郵送による提出期限を例年より早めていますので、提出される際にはお気をつけください。

八戸市

令和5年11月

目 次

第 1 八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査の概要	1
1 概要	1
2 令和 6・7 年度資格審査における主な変更点	1
(1) 受付期間	1
(2) 審査基準日	1
(3) 申請書類の提出方法について	1
3 用語の定義	2
4 申請者の要件	2
5 手続きの流れ及び審査結果の公表	3
6 競争入札参加資格の有効期間	3
7 申請できる業種区分	3
8 申請書類等の受付期間及び提出方法	4
9 申請書類等提出時の注意事項	4
10 申請書類等提出後の変更等	5
11 その他の注意事項	5
第 2 申請書類等の作成要領	7
1 申請書類（市指定様式）のダウンロード	7
2 提出書類一覧	7
3 資格審査の基準日	8
4 申請書類等の記載方法及び添付書類【市内・市外業者共通】	8
(1) 八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト	8
(2) 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（委託第 1 号様式）	8
(3) 業務調書（委託第 2 号様式）	9
(4) 有資格者数調書（委託第 3 号様式）	9
(5) 委任状（委託第 4 号様式）	9
(6) 登記事項証明書又は身分証明書	9
(7) 印鑑証明書	9

(8) 使用印鑑届（委託第 5 号様式）	10
(9) 法律上必要とする登録等の証明書.....	10
(10) 財務諸表	10
(11) 納税証明書	10
(12) 誓約書（委託第 6 号様式）	12
(13) 営業所一覧表（委託第 7 号様式）	12
(14) 技術者経歴書（委託第 8 号様式）	12
(15) 測量等実績調書（委託第 9 号様式）	12
(16) 資本関係・人的関係に関する調書（委託第 10 号様式）（※市内業者のみ提出）	12
(17) 口座振替受領申出（変更届出）票	12

第 3 よくある質問	13
-------------------------	-----------

第1 八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査の概要

1 概要

測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）には、2年に1回の定期の資格審査（以下「定期審査」という。）と、当該定期審査と次期定期審査を行う年の中間の年に行う中間の資格審査（以下「中間審査」という。）があります。

審査区分	審査対象者
定期審査	① 既に八戸市競争入札参加資格者名簿に登載されている全ての者（更新） ② 新たに資格審査を受けようとする者
中間審査	① 既に八戸市競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、資格（認定されている業種区分以外の新たな業種区分）の追加をしようとする者 ② 新たに資格審査を受けようとする者

今回の令和6・7年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査は定期審査にあたります。

資格審査を受けようとする者は、以下に定めるところにより、申請の受付期間内に資格審査の申請を行ってください。

- ① 八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号）
- ② 八戸市建設工事等の競争入札参加者資格審査実施要綱（平成14年1月1日実施）
- ③ 令和6・7年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請要領

2 令和6・7年度資格審査における主な変更点

主な変更点は次のとおりです。

(1) 受付期間（※全業者対象）

これまでの資格審査は2月から受付開始としておりましたが、令和6・7年度資格審査は、**令和6年1月9日** 受付開始とします。

【受付期間】 令和6年1月9日～令和6年2月22日

※郵送の場合は令和6年2月9日 消印有効

(2) 審査基準日（※全業者対象）

これまでは資格審査の基準日を2月1日としておりましたが、受付開始日の変更に伴い、資格審査の基準日を**令和6年1月1日**とします。

(3) 申請書類の提出方法について（※全業者対象）

前回の資格審査では原則郵送でご提出いただいておりますが、八戸市内に本店を有する者は、原則持参により提出してください。

◎市内業者：原則持参

◎市外業者：持参又は郵送

3 用語の定義

- ① 市内業者：八戸市内に本店を有するコンサルタント等業者です。
- ② 市外業者：市内業者以外のコンサルタント等業者です。
- ③ 資格審査の基準日：令和6年1月1日です。

4 申請者の要件

次の(1)から(7)のいずれかに該当する方は、資格審査を申請することはできません。

また、競争入札参加資格認定後においても、この条件に該当すると認められるときは、競争入札参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 八戸市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 次のいずれかに該当すると認められる者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしている者

ウ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。以下同じ。）に当たり、その契約先が上記アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者で、警察当局より八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）の規定による排除措置要請（以下「排除措置要請」という。）を受け、当該状態が継続している者

カ 上記アからエまでのいずれかに該当する者を、下請契約の契約先としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市長が当該契約の解除を求め、これに従わなかった者で、警察当局より排除措置要請を受け、当該状況が継続している者

- (6) 測量・建設コンサルタント等業務の営業に関する法律上必要とされる許可・認可・登録等を受

けていない者

- (7) 資格審査の基準日（令和6年1月1日）の前日から起算して2か月前の日（令和5年11月1日）の直前2事業年度における希望する業種区分に係る年間平均実績高がない者

5 手続きの流れ及び審査結果の公表

11月中に「令和6・7年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請要領」等を八戸市ホームページで公表します。

申請する方は、

- ①八戸市ホームページから「申請要領」、「申請書類（市指定様式）」をダウンロード
➡「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「競争入札参加資格審査申請受付」
→「建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」
- ②申請できる要件（2ページ「4 申請者の要件」を参照）を満たしていることを確認
- ③申請書類（市指定様式）及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の作成・準備
- ④申請受付期間中（4ページ「8 申請書類等の受付期間及び提出方法」を参照）に申請書類等を八戸市契約検査課へ提出

の順に手続きを進めてください。

提出された書類をもとに審査し、競争入札参加資格があると認められる者については、その名称並びに認定した業種区分を競争入札参加資格者名簿に登載するとともに、令和6年5月下旬に八戸市ホームページにその名簿を公表します。

6 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。

7 申請できる業種区分

- (1) 業種区分は下表5業種とします。

業種区分	業務内容
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理（建築・電気・機械）、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、電気・電子、交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

8 申請書類等の受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間：令和6年1月9日（火）から令和6年2月22日（木）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

※郵送による提出のときは令和6年2月9日（金）消印有効とします。

- (2) 受付時間：午前の部 午前8時30分から午前11時30分まで

午後の部 午後1時から午後4時30分まで

※受付期間中は、窓口が混雑することが予想されますので、受付時間に余裕を持ってお越しくださいようお願いいたします。

- (3) 提出方法：○八戸市内に本店を有する者：原則持参

○八戸市外に本店を有する者：：持参又は郵送

※申請書類等の不足、記載事項に不備があるときは受理できませんのでご注意ください。

※申請書類等の不足、記載事項の不備などによる再提出期限は上記(1)の受付期間と同様としますので、受付期間に余裕を持って申請くださいますようお願いいたします。

※郵送による提出のときであって、申請書類等の受付票の交付を希望される方は、返送先の住所、商号（氏名）を記載した返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください。

- (4) 提出場所：八戸市財政部契約検査課 工事契約グループ（八戸市庁別館4階）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話：0178-43-2133（直通）

9 申請書類等提出時の注意事項

- (1) 提出部数は、指定がある場合を除き、1部とします。

- (2) 記載した内容を訂正するときは、修正テープ等を使用しないでください。

- (3) 原本以外の「写し」による提出の場合は、鮮明な書類に限ります。

- (4) 八戸市建設工事競争入札参加資格審査申請書類等チェックリストに記載された順序で申請書類等をそろえ、散逸しないようにA4判無色のクリアホルダにはさみ込んで提出してください。（クリップで綴じる必要はありません。）

- (5) 8(1)の受付期間内に申請書類等を提出できなかったときや、申請書類等の不足又は記載事項の不備などにより受理されなかったときは、次回の受付まで申請することができませんので、申請書類等の提出にあたっては十分に注意してください。

- (6) 行政書士等が代理申請するときは、以下の事項にご注意ください。

- ① 競争入札参加資格審査申請書下部の「本申請書類等の問合せ窓口」欄に行政書士等の氏名、連絡先を記載するとともに、別途委任状を提出してください。

② 委任状について

行政書士等が代理申請を行うときは、資格審査申請者本人（委任者）から申請代理人（受任者）への委任状の提出が必要です。

委任状は次の条件を満たした書面（正本）を提出してください。（委任状の様式は、国土交通省の様式例を参照のこと。）

【委任状の条件】

- ・ 申請日から起算して3か月前の日までの間に作成された委任状であること。
 - ・ 委任の範囲が具体的に記載してあること。
 - ・ 受任者が行政書士の場合、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
 - ・ 委任者、受任者双方の氏名、住所が記載され、双方の押印があること。
- ※委任者の印は、競争入札参加資格審査申請書の印（実印）と同じ印鑑を押印すること。

10 申請書類等提出後の変更等

- (1) 競争入札参加資格の有効期間内において、8(1)の受付期間内に提出した申請書類等の記載内容に変更があるときは、「競争入札参加資格審査申請書 記載事項変更届」及び必要書類を速やかに提出してください。

【変更届が必要な変更事項】

- ① 商号又は名称の変更（受任者の支店名等の変更を含む）
- ② 本店の所在地又は受任者の所在地の変更
（電話番号、ファクシミリ番号又はメールアドレスの変更を含む）
- ③ 代表者の職氏名又は受任者の職氏名の変更
- ④ 申請書類等に捺印した印鑑の変更（実印又は使用印鑑）

※詳細は当市ホームページをご覧ください。

➡「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「各種書式（入札・契約）」
→「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」

- (2) 競争入札参加資格があると認められた後、合併・事業（営業）譲渡・会社分割が行われた場合、または、解散、廃業等により競争入札参加資格の取下げを行う場合は別途手続きが必要となりますので、八戸市契約検査課まで速やかに申し出てください。

11 その他の注意事項

- (1) 当市が実施する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札は、原則、「電子入札」となります。

入札に参加を希望するときは、資格審査の申請書類等の提出のほか、別途、当市の電子入札システムへの利用者登録が必要となります。

※詳細は当市ホームページをご覧ください。

➡「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「電子入札」

※競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出したときは、電子入札システムの利用者登録内容の変更が必要になる場合がありますのでご注意ください。

- (2) 申請書類等に記載していただく代表者や職員氏名等の個人に関する情報は、当市の資格審査及び入札契約事務のために収集するものです。個人に関する個人情報を記載する書類にあたっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

資格審査に際し提出された申請書類等は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があったときは、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについて、開示対象となりますのでご了承ください。

第2 申請書類等の作成要領

1 申請書類（市指定様式）のダウンロード

八戸市ホームページから申請書類（市指定様式）をダウンロードできます。

➡「トップページ」→「事業者向け」→「入札・契約」→「競争入札参加資格審査申請受付」
→「建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」

インターネットに接続できないなどの理由により、八戸市ホームページから申請書類（市指定様式）のダウンロードができないときは、契約検査課窓口にて申請書類（市指定様式）を用意しておりますので、窓口までお越しください。

2 提出書類一覧

「●」印は必ず提出する書類、「△」印は該当するときのみ提出する書類となります。

書類 番号	提出書類		備考	提出区分	
				法人	個人
(1)	八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト			●	●
(2)	競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）		委託第1号様式 ※2部提出（うち1部は写し可）	●	●
(3)	業務調書		委託第2号様式	●	●
(4)	有資格者数調書		委託第3号様式	●	●
(5)	委任状		委託第4号様式	△	△
(6)	登記事項証明書（写し可）		申請日の前3か月以内に発行された証明書	●	
	身分証明書（写し可）		申請日の前3か月以内に発行された証明書		●
(7)	印鑑証明書（写し可）		申請日の前3か月以内に発行された証明書	●	●
(8)	使用印鑑届		委託第5号様式	●	●
(9)	法律上必要とする登録等の証明書（写し）		申請日の前3か月以内に発行された証明書を提出 【必須】建築一般、不動産鑑定を申請する方 その他業種を希望する方は、国交省の登録通知等	●	●
(10)	財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表	令和5年11月1日時点における直近2事業年度分を提出	●	
		貸借対照表、損益計算書、確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書	令和5年11月1日時点における直近2事業年度分（令和3年及び令和4年分）を提出		●
(11)	納税証明書	その3の3又はその3	申請日の前3か月以内に発行された証明書	●	
		その3の2又はその3	申請日の前3か月以内に発行された証明書		●
		八戸市税の滞納がないことの証明書	申請日の前3か月以内に発行された証明書	市内● 市外△	市内● 市外△

書類 番号	提出書類	備考	提出区分	
			法人	法人
(12)	誓約書	委託第 6 号様式	●	●
(13)	営業所一覧表	委託第 7 号様式	△	△
(14)	技術者経歴書	委託第 8 号様式	●	●
(15)	測量等実績調書	委託第 9 号様式	●	●
(16)	資本関係・人的関係に関する調書	委託第10号様式 ※市内業者のみ	△	△
(17)	口座振替受領申出（変更届出）票		△	△

3 資格審査の基準日

資格審査の基準日は令和 6 年 1 月 1 日となります。

提出する申請書類等は、指定がある場合を除き、令和 6 年 1 月 1 日現在で作成してください。

4 申請書類等の記載方法及び添付書類

申請書類等のうち申請書類（市指定様式）は、別途掲載の「令和 6・7 年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類（様式）」（Excel ファイル）にあります。

記載（入力）方法は当該ファイルの「提出書類の入力方法等について」のシートにありますので、確認のうえ入力・申請書類（市指定様式）を作成（印刷）し提出してください。

当エクセルファイルに入力できない環境等にあるときは、別途掲載の「令和 6・7 年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類（様式_手書き用）」（PDF ファイル）を印刷し記入してください。

(1) 八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト

- ① 申請するにあたり、この申請要領を参照のうえ申請書類等を作成・準備し、提出前に当チェックリストにより確認を行ってください。
- ② 申請書類等を提出する際に、当チェックリストの「申請者確認欄」にチェック（レ点を記載）し、申請書類等の鑑として必ず添付してください。
- ③ 申請書類等の不足や記載事項に不備があるときは市側でチェックし、不足や不備の内容をご案内しますので、訂正又は補正し、受付期間内に、当チェックリストとともに再提出してください。

※郵送により提出された申請書類等に不足や記載事項の不備があるときは、電話等によるご案内となりますので、当チェックリストの再提出は必要ありません。

(2) 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（委託第 1 号様式）

- ① 測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、3 ページの表に掲げる 5 業種とします。
- ② 資格審査の基準日（令和 6 年 1 月 1 日）の前日から起算して 2 か月前の日（令和 5 年 11 月 1 日）の直前 2 事業年度における希望する業種区分に係る年間平均実績高があるときのみ申請できます。

(3) 業務調書（委託第2号様式）

登録を受けている事業、登録部門及び希望する業務区分を記載し提出してください。

次の業務区分においては、それぞれに定める登録を受けている必要があります。

- ① 測量業務における「測量一般、地図の調整及び航空測量」：測量法第55条の登録
- ② 建築関係建設コンサルタント業務における「建築一般」：建築士法第23条の登録
- ③ 補償関係コンサルタント業務における「不動産鑑定」：不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録

(4) 有資格者数調書（委託第3号様式）

令和6年1月1日現在所属する職員の資格の保有状況を記載し提出してください。

(5) 委任状（委託第4号様式）

- ① 支店等に入札、見積、契約等の権限を委任するときは提出してください。
- ② 受任者が複数人（委任事項によって受任者を分ける）のときは、受任者ごとに当委任状を作成してください。

(6) 登記事項証明書（写し可）又は身分証明書（写し可）※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効

区分	必要書類	証明書請求先
法人	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	所轄の法務局
個人	身分証明書 （運転免許証等ではなく「身分証明書」という名称の証明書）	本籍地の市区町村

(7) 印鑑証明書（写し可）※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効

区分	必要書類	証明書請求先
法人	印鑑証明書	所轄の法務局
個人	印鑑登録証明書	住民登録地の市区町村

(8) 使用印鑑届（委託第5号様式）

- ①入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑（代表者印）を押印のうえ提出してください。
- ②入札、契約等の権限を支店等に委任するときは、使用印欄には委任状の受任者の印と同じ印鑑を押印してください。
- ③受任者が複数人（委任事項によって受任者を分ける）のときは、受任者ごとに当使用印鑑届を作成してください。
- ④使用印鑑届に押印した印鑑以外は、入札書、見積書、契約書、請求書等に使用しないでください。

(9) 法律上必要とする登録等の証明書(写し) (※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効)

「委託第2号様式」の「1. 登録を受けている事業」欄に記載する登録等の証明書を提出してください。

対応する登録事業名	添付書類	証明書等の発行窓口
測量業者	測量業者の登録通知書又は 測量法第55条の8の規定に基づく書類(財務に関する報告書)	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(建政部)等
建築士事務所	建築士事務所登録証明書	登録を受けている都道府県
不動産鑑定業者	不動産鑑定業者登録証明書	主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
土地家屋調査士	土地家屋調査士登録証明書	申請者の所在地を管轄する法務局又は地方法務局総務課
司法書士	司法書士登録証明書	申請者の所在地を管轄する法務局又は地方法務局総務課
計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書	登録を受けている都道府県
建設コンサルタント	建設コンサルタントの登録通知書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(建政部)等
地質調査業者	地質調査業者の登録通知書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(建政部)等
補償コンサルタント	補償コンサルタントの登録通知書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(用地部)等

ただし、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタントについては、申請日現在で登録の有効期間内のときは、その写しを提出可とします。

(10) 財務諸表 ※令和5年11月1日時点における直近2事業年度分

区分	必要書類
法人	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
個人	貸借対照表、損益計算書、確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書

(11) 納税証明書(写し可) ※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効

区分	税目	必要書類	証明書請求先
法人	法人税、消費税及び地方消費税	未納税額のないことの証明書 (納税証明書「その3の3」又は「その3」) ※「その3」を使用する場合は、左記の税目を指定してください。	本店所在地 所轄の税務署
	法人市民税、固定資産税、軽自動車税	八戸市税の滞納がないことの証明書	八戸市資産税課
個人	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税	未納税額のないことの証明書 (納税証明書「その3の2」又は「その3」) ※「その3」を使用する場合は、左記の税目を指定してください。	本店所在地 所轄の税務署
	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	八戸市税の滞納がないことの証明書	八戸市資産税課

①「未納税額のないことの証明」（国税）について

- ア 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、また、当該年度の納付すべき税額の有無にかかわらず提出してください。
- イ 納税証明書はインターネットによるオンライン請求が可能です。
詳しい請求方法についてはe-taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。
- ウ 電子納税証明書は印刷の上、提出してください。
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納税猶予や換価猶予を受けており、納税証明書（その3の3・その3の2）の交付を受けられない場合は、下表の書類をすべて提出してください。

必要書類	必要な記載内容
① 納税の猶予許可通知書（写し可）または換価の猶予許可通知書（写し可） ② 当該許可に係る申請書の写し	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税・消費税及び地方消費税（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）のうちいずれか1つ以上の納税猶予または換価猶予を受けていることがわかるもの。
令和2年度以降の各年度の法人税・消費税及び地方消費税（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その1）（写し可） ※申請日の前3か月以内に発行された証明書のみ有効	新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている税額を除き、未納税額がないことがわかるもの。

② 八戸市の「市税の滞納がないことの証明」について

- ア 証明窓口は、資産税課（市庁別館3階）、南郷事務所、市内各市民サービスセンターです。
- イ 証明窓口に提出する「税証明交付申請書」には「市税の滞納がないことの証明」欄にチェックを入れて申請してください。
- ウ 代理人が申請するときは、本店（個人の場合は本人）から申請者（窓口に来る方）への委任状が必要です。ただし、法人の従業員が法人名義の証明を申請する場合は、健康保険証または社員証の提示（法人名が一致する場合に限る）により、委任状を省略することができます。
- エ 委任状の印は実印を使用してください。
- オ 窓口に来る方の本人確認を行っております。運転免許証、パスポート、個人番号カード等、本人確認ができるものをお持ちください。
- カ 市税の納付からおおよそ10日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）は、事務処理の都合上、納付の事実を確認できないことがあり、市税に滞納がないことの証明書を交付できないことがあります。このため、市税の納付からおおよそ10日以内に証明書の交付を希望される方は、納付の事実を確認できる書類（領収書又は口座引き落としが確認できる通帳（写し可））をご用意のうえ、証明書の交付を申請してください。
- キ 八戸市内に支店等がある場合であって、当市に法人開設届出書を提出している市外業者は、「八戸市税の滞納がないことの証明書」を提出してください。
- ク 新型コロナウイルス感染症の影響により市税の徴収又は換価の猶予を受けており、市税の滞納がないことの証明書の交付を受けられない場合は、徴収又は換価の猶予の許可を受けた際の申請書及び通知書（写し可）を提出してください。

(12) 誓約書（委託第 6 号様式）

内容を確認し、本店所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載・押印（実印）のうえ提出してください。

(13) 営業所一覧表（委託第 7 号様式）

- ① 常時契約を締結する支店等があるときはその名称及び連絡先を記載してください。
支店等がないとき（本店のみのとき）は提出不要です。
- ② 市外業者であって、八戸市内に支店等を有するときは、必ず記載してください。また、当市に法人開設届出書を提出しているときは、上記(11)の「八戸市税の滞納がないことの証明書」を必ず添付してください。
- ③ 中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば、独自様式により作成されたものであっても提出可とします。

(14) 技術者経歴書（委託第 8 号様式）

中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば、独自様式により作成されたものであっても提出可とします。

(15) 測量等実績調書（委託第 9 号様式）

中央公契連統一様式又は同様の記載内容であれば、独自様式により作成されたものであっても提出可とします。

(16) 資本関係・人的関係に関する調書（委託第10号様式）（※市内業者のみ提出）

会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社に該当するとき、または役員の兼務があるときは提出してください。

(17) 口座振替受領申出（変更届出）票

- ① 委託前払金又は工委託完成払にかかる振込口座を新たに登録するとき、又は既に登録のある振込口座の登録内容に変更があるときは提出してください。
- ② 物品の購入等又は建設工事で既に提出している方は提出不要です。
※記入方法や現在の振込口座の登録内容の確認など「口座振替受領申出（変更届出）票」に関する問合せは、当市出納室（0178-43-2111 内線5814）へお願いいたします。

第3 よくある質問

Q-1 申請書類（市指定様式）の記入に使用する筆記具の指定はありますか。

A-1 鉛筆や消えるペン等の容易に内容を修正できる筆記具は使用しないでください。
また、記載内容を訂正する際に、修正液、修正テープ等は使用しないでください。
（訂正する際は、訂正箇所を二重線で抹消し、実印で訂正印を押印してください。）

Q-2 申請書類（市指定様式）の電子データ（Excel ファイル）の提出は必要ですか。

A-2 電子データ（Excel ファイル）の提出は必要ありません。申請書類等はすべて書面で提出してください。

Q-3 測量・建設コンサルタント等業務における平均実績高を算出する基準日（令和5年11月1日）の考え方を教えてください。

A-3 参加資格申請に際しての資格審査の基準日は令和6年1月1日ですが、年間平均実績高は、その資格審査の基準日現在において決算が終了（申告済み）した実績を基に算出するため、資格審査の基準日の2か月前に算出する基準日を設定しています。

Q-4 実績がない業種区分の競争入札の参加を希望することはできますか。

A-4 令和5年11月1日の直前2事業年度において、2事業年度それぞれの実績がある業種区分又は1事業年度の実績がある業種区分のみ参加を希望できます。

令和5年11月1日の直前2事業年度いずれも実績がない業種区分は、競争入札の参加を希望することはできません。

業種区分	前期実績	前々期実績	資格審査申請可否
測量	◎	◎	可
建築コンサル	◎	×	可
土木コンサル	×	◎	可
地質調査	×	×	不可
補償コンサル	◎	◎	可

Q-5 令和5年11月1日の直前2事業年度において、事業年度の変更（又は創業等）があったのですが、平均実績高はどのように算出すればよいですか。

A-5 契約検査課までご連絡をお願いします。（算出方法は以下のとおり）

① 事業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各事業年度の月数の合計が24か月に満たないときは、次のように算出します。

⇒例） 審査基準日 令和5年11月1日

決算日①	令和5年6月30日	
決算日②	令和5年3月31日	
決算日③	令和4年3月31日	
決算日④	令和3年3月31日	

直前2事業年度の合計月数：（A+B=15 か月）

不足月数：24-15=9 か月

計算式：（A+B+（C×9／12））／2=直前2か年の年間平均実績高

- ② 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たないときは、次のように算出します。
⇒各事業年度の実績高の合計×1/2＝直前2か年の年間平均実績高
- ③ 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合は次のとおりとします。
⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限る。）も実績高に含める。

Q－6 営業年数の算出方法を教えてください。

A－6 ①起算日

競争入札参加希望業務区分に係る事業の開始日とします。

②末日

資格審査の基準日とします。

③営業年数の算出

起算日から末日までの期間から、休業期間を除きます。

1年未満の端数については、切り捨ててください。

【計算例】

① 起 算 日：平成12年4月1日

② 末 日：令和6年1月1日

③ 休業期間：平成20年4月1日～平成21年5月31日（1年2か月）

営業年数＝23年8か月（②－①（日数切捨て））－1年2か月

＝22年6か月

⇒22年（1年未満切捨て）

Q－7 証明書類（登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書等）について、写しの提出でいいですか。

A－7 鮮明なものに限り、写しの提出を認めます。ただし、証明日が申請書類等の提出日（申請日）の前3か月以内に発行された証明書に限ります。

Q－8 「営業所一覧表」に記入する支店等はどうのようなものですか。

A－8 常時契約を締結する支店等（本店を除く。）を記載してください。

常時契約を締結する支店等とは、測量・建設コンサルタント等業務に関する契約の見積、入札、契約締結等、測量・建設コンサルタント等業務に関する契約の締結に係る実体的な行為を行う支店等をいいます。

次のような支店等は「常時契約を締結する」支店等には含みません。

○単なる事務連絡のために置かれている営業所（名称が支店・支社であっても含みません。）

○他に兼業（建設業等）を営んでいる場合の支店等であって、測量・建設コンサルタント等業務には全く無関係なもの

○海外に設置されている支店等

なお、中央公契連統一様式又は同様の記載内容であって、独自様式により作成されたものに本店が含まれている場合は、そのまま提出いただいてもかまいません。

Q－9 技術者が数百人いますが、技術者経歴書（委託第8号様式）を全員分作成しなければなりませんか。

A－9 全員分作成してください。ただし、市指定様式と同様の記載内容であれば、中央公契連統一様式

や独自様式により既に作成されているものであっても提出可とします。

Q-10 申請書類等をどのように綴じればいいですか。

A-10 八戸市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類等チェックリスト」で提出する申請書類等をチェックし、当該チェックリストを申請書類等の鑑として必ず添付のうえ、散逸しないようにA4判無色のクリアホルダにはさみ込んで提出してください。（クリップで綴じる必要はありません。）

Q-11 資格の認定を受けた後、認定された業種区分以外の新たな業種区分を追加できますか。

A-11 定期審査で認定された業種区分以外の新たな業種区分を追加したいときは、中間審査で新たな業種区分の追加申請をしていただくことになります。（随時受付は行っていません。）

（定期審査及び中間審査の審査対象者は申請要領「1 概要」参照）

【近年の資格審査】

- ・ 中間審査の受付：令和7年1月実施予定（令和7年度名簿）
- ・ 定期審査の受付：令和6年1・2月実施（令和6・7年度名簿）
- ・ 中間審査の受付：令和5年2月実施（令和5年度名簿）
- ・ 定期審査の受付：令和4年2月実施（令和4・5年度名簿）
- ・ 中間審査の受付：令和3年2月実施（令和3年度名簿）

Q-12 資格審査の受付期間終了後に代表者を変更する予定があるが、その際の手続きはどうすればよいですか。

A-12 資格審査の申請書類等は、申請日現在の申請者情報を記載してください。

その後、登記事項等の変更手続きが終わりましたら、速やかに変更届を提出してください。

（申請要領「9 申請書類等提出後の変更等」参照）

Q-13 登記事項証明書に記載されている本店所在地と、主たる営業所（本社）の所在地が異なるのですが、申請書類等にはどちらの所在地を記載すればよいですか。

A-13 申請書類等には主たる営業所（本社）の所在地を記載してください。

Q-14 市外業者ですが、八戸市税の納税証明書については提出する必要がありますか。

A-14 市外業者で八戸市内に支店等がある場合であって、当市に法人開設届出書を提出している市外業者は、「八戸市税の滞納がないことの証明書」を提出してください。

なお、他の市区町村の納税証明書の提出は必要ありません。

Q-15 電子入札システムの「利用者情報」に登録されている内容が今回提出する書類の内容と異なるのですが、どのようにすればよいですか。

A-15 当市の事務処理の都合上、資格審査や変更届で提出された申請者情報の電子入札システムへの反映には時間を要する場合があります。入札への参加には影響はありませんのでご了承ください。